

# 韓国幼児教育学会における講演 (二)

## — 幼児保護と教育の政策 —

津守 真

前号のような社会変化をふまえて、文部省は幼稚園教育要領の再度の改定を行うにあたり、『幼稚園教育の在り方』について幼稚園教育要領調査研究委員会に諮問し、一九八五年にその答申がなされました。そこではこれまで幼稚園教育についての共通理解がえられていなかったことを指摘して、一九六四年の幼稚園教育要領を次の視点から改善することの必要が述べられています。

(1) 幼稚園教育は幼児の主体的な生活を中心に展開されるものであること

すなわち幼稚園の主人公はプログラムでもなく教師でもなく幼児自身であることです。

(2) 幼稚園教育は環境による教育であること  
とくにここで、教師の果たすべき役割の基本は、幼児と生活をともにし、幼児との信頼関係を十分に築いて幼児の心に触れ、その発達や興味・関心の芽生えを  
発見し、それを育てることだと述べています。

(3) 幼稚園教育は幼児一人一人の発達の特性および個人差に応じるものであること

同年齢でも生まれ月による差異には大きなものではありません。

(4) 幼稚園教育は遊びを通しての総合的な指導によっておこなわれるものであること

ここでは幼児の生活が遊びであることが強調されています。

また、教育内容を考えるに当たっては、幼児や幼児を取り巻く環境等の変化および今後の社会変化に対応する観点から、次のことが指摘されています。

(1) 人とのかかわりをもつ力の育成

ここでは自己の存在感と、他者とのコミュニケーションが強調されています。

私の考えですが、これまでは社会性すらも個人の能力としてみるが多かったと思いますが、これからは、異質な他者と交わって共同の生活を作る体験をすることが幼児期から必要と思います。幼児は異文化の人とも障害をもつ人とも、直ぐに一緒に遊びます。このことは皆様がよく知っておられるように、日本の社

会にとっても最も困難なことです。これからの幼児教育の最大の課題のひとつだと私は思います。

(2) 自然との触れ合いや身近な環境とのかかわり合

い  
ここでは、幼児期の認識や思考は、日常生活体験の中で、親しみ深い具体的なできごとや物を手がかりとして行われることが述べられています。

また、文字、数量にかかわる経験については幼児の生活や遊びを豊かに展開することにより、生活体験として自然な形でそれらへの興味・関心が培われるようにすべきことが強調されています。

(3) 基本的な生活習慣・態度の形成

毎日を持ち良く過ごすことは、幼児の生活を形成する上で欠くことができません。基本的な生活習慣・態度の形成は生活を健康で豊かなものにするのに重要です。

この『幼稚園教育の在り方』に基づいて、一九九〇年に幼稚園教育要領の三度目の改定がなされました。今回

は五領域に分け、内容は前回に比べてずっと大まかなものになっていきます。領域は具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることがとくに記されています。

保育所保育指針もまた一九九〇年に改正されました。

前回同様、養護と教育が一体となつてということが強調されています。また、社会変化による要請に対応して、○歳児の乳児保育が付け加えられました。また、家庭や地域社会の変化に伴つて生じる多様な保育需要に対しては、保育所は柔軟に対応すべきことが強調されています。

一九八〇年頃からの社会変化は世界的な規模で起こつたといつてよいと思ひます。ことに婦人の就労、両親の共働き家庭の増加により、早い時期から長時間家庭をはなれ、保育施設で生活する子どもたちがいちじるしく増加し、その傾向はなお進行しつづつあります。幼稚園や保育施設が、狭い意味の教育だけを考へていたのでは、幼児に必要な生活を備へることができなくなつてきました。このような背景のもとに一九八一年に、ユネスコは

“Early Childhood Care and Education” (ecce) の概念を採択しました。ECおよびOME P (World Organization for Early Childhood Education) も

この概念をとりいれていきます。

幼稚園や保育所が、家庭の保育機能をもつて必要を生じた現実はあるにしても、家庭の代わりと考へてよいとは言えません。ユネスコの報告書では、幼児教育を学校という狭い壁から解放して、家庭とコミュニティにひろげることが急務であることを強調しています。幼児教育は、狭義の学習教育に閉じこもるのではなく、広い意味での人間教育にならうものであることの認識を新たにせねばなりません。幼児保育施設が、家庭と協力して人間を育てることに力を注ぐことは、技術の進歩にのみ人の目が向けられがちな現代の我々の社会の急務です。

現代の幼児教育が社会の要求する人間を作るのではなく、社会の変化によつて最も圧迫されやすい幼い者が生きやすくなるように、我々の社会や家庭が子どもたちから奪つたものを取り戻してあげることこそがその使命で

あると思います。

\*

### 就学前教育の変りつつある概念

研究成果や国の社会政策の両面に反映されているように、就学前教育の概念は急速に変化してきました。最近まで、それは主に公的小学校教育が下方に延長したものと見られていました。しかし、この就学前教育の見解はあまりにも狭く、不十分であるという認識が増大してきました。就学前教育の基本原理は、過去には発達心理学に由来しています。現在その強調点は、家族や社会における子どもを含む広範囲の社会的研究にどんどん移ってきています。重要なことは、社会構造の中で適応性であり、地域生活への参加であり、そして何にも増して、とくに母親の役割の重要性にあります。というのは、この年代の子どもの環境で唯一の重要な調停者であるからです。四歳〜六歳（または他の近い年齢）に對する学校教育のような就学前教育はもう見られなくなりました。そして就学前教育は、妊娠時から正規の学校教育の開始までにいる子どもの総合的発達に貢献する諸活動全体とし

て再定義されています。そのような諸活動をより適切な用語で表すとしたら、「妊娠時から幼児期の養護および教育 (care and education)」となるでしょう。

(就学前教育に関するユネスコ国際会議最終報告書より抜粋、パリ、一九八一年十一月二十三〜二十七日)

\*

### 3 幼児保護と教育の政策

家庭や地域社会の変化にしたがって生じる保護と教育に対する多様な要望に、幼稚園や保育所が対応してゆく必要は世界中に生じています。

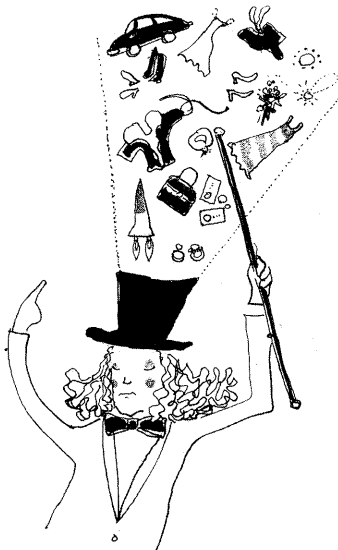
例えば、イギリスでは、幼児教育は従来 department of education と department of social service と、行政が二つの部局に分かれていましたが、近年は多くの自治体で、この両者を department of education に統合する傾向にあります。そして、統合されたナースリー・センターが増加しています。地域を考慮した革新的なプログラムがなされているのはこれらのセンターです。

それは朝七時半から夕方六時まで開かれていて年間二週間の休みしかありません。しかし、そこにくる子どもたちは、それぞれの必要に応じて時間帯や通園日を選びます。毎日、全時間通ってくる子どもはほとんどありません。幼児をもつ母親は、働いている場合も、パートタイムが多く、父親も育児を助けるので、要求が多様だからです。また、働いていない母親は、子どもづれで何時でも遊びに来て他の親たちとおしゃべりをしてゆきます。

玩具や本も利用できます。親たちや地域に対して開かれていることがその特徴といえます。いま英国には一〇〇以上、このようなセンターがあります。英国には、このほかに従来の幼稚園、保育所、またプレグループがありますから幼児保育施設は多様です。これは英国ばかりでなく、世界的な趨勢です。

ソ連でも一九七一年に福祉省の保育所と教育省の幼稚園が教育省に一元化されました。また、ドイツでは、州によって幼稚園法、児童福祉法によって幼稚園が運営されていますが、どちらの場合も、保護と教育は分離せず

に考える伝統をもっています。私の知っているところでも、ドイツから日本にきて長年日本の幼児教育に貢献されたキユックリッヒ先生は、日本の幼児教育の制度が二つに分かれていることについて非常に残念がられています。これが一つにならなければ日本の幼児教育は決してよくなないと情熱をもって語られていました。



日本の厚生省も、最近、このように地域に開かれたセンター制を奨励しています。地域によっては、三、五歳の幼稚園と、〇、三歳の保育所とを同じ建物の中に設置して、親の多様な要望にこたえようとしている試みもあります。幼稚園の子どもも、母親が働いている場合には、夕方まで保育します。その子どもたちは保育所と同様に措置されます。

社会変化の中で、子どもたちはそれぞれ違った状況や環境におかれても、それぞれの子どもが自分自身を形成し、最善に成長するように、保育の場の多様性が求められています。

障害をもつ幼児についても、一言ふれておかねばなりません。一九七〇年頃より、幼稚園、保育所で障害児を受け入れることが望ましいとかがえられるようになりました。自治体によって異なりますが、障害児を二、三名受け入れると、財政あるいは人員の点で補助がなされるのが普通です。この場合も障害の度合などによって、保育の場の多様性が求められます。私の学校の場合に

は、三歳から十二歳の子どもが学校の対象です。それに加えて、〇、三歳の幼児とその親たちのための週二日の保育グループが付設されており、これは区の福祉部の管轄です。障害児の場合には、障害と判明したときから親と一緒に保育することが必要です。また、障害幼児の保育でも遊びが主となることはいうまでもありません。

子どもの必要に答えることと、親の地域の必要に答えることが保育施設に対して要求されます。子どもの必要は、それぞれの子どもが十分に遊べることです。親と地域の要求は、社会変化の時代に、親の生活の変化に合わせて、長時間保育と低年齢幼児の保育です。また、緊急一時などの要求に答える柔軟性です。

前にお話した行政管理庁の調査によって判明したことは、地域によって保育所あるいは幼稚園が偏在していることです。そこでは、そのいづれかが両方の要求を満たしてきたといえます。本来、careとeducationとは切り離せないものですから、これは当然です。

そこでこの二つの制度が、それぞれに十全の機能を果

たそうとするほど、同じことを二つの制度ですることになります。これがまさに日本の各地で起こったことでした。幼稚園と保育所が隣合わせに作られたり、私立の隣に公立がつくられたりしました。ひとつの制度だったら、こんな無駄は起こらなかったでしょう。

もしも地域として保育所の機能が欠如しているならば、既存の幼稚園がその機能をもつように、それに必要な助成をするよう、行政的措置がとられればいいのではないのでしょうか。長い目で見るならば、その方が生産的であると思います。

最後に、大人と子どもとの間の実際保育の質の向上の重要性について述べねばなりません。どんなに制度が整備されても、保育の質が良くなかったら、子どもは幸せにならないでしょう。それにはどうしたらよいのでしょうか。私は、大人が子どもの側に立ってその願望や悩みを見る目をつくるのが根本だと思います。それはだれにでもできることであり、同時に、高度に専門的な人間

科学の問題を含んでいます。

低所得層の保育に欠ける子どもは、情緒面で問題をもっていることが多いので、保護だけでなく、いっそう高度な専門的教育を受けた保育者を必要としています。

この現代に子どもが生きやすくなるように、子どもの側に立って日々仕事をする者には、国境はありません。子どものために戦っているひとびとは世界中にいることを忘れてはならないと思います。

(愛育養護学校)